

令和6年度

あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価(令和5年度分)

報 告 書

令和6年10月

あきる野市教育委員会

目 次

I	はじめに	5
II	点検及び評価の基本方針	5
	1 目的	
	2 定義	
	3 点検及び評価の対象	
	4 点検及び評価の実施方法	
III	教育目標、基本方針及び基本施策	6
	1 あきる野市教育委員会 教育目標	
	2 あきる野市教育委員会 基本方針	
	3 施策体系図	
IV	令和5年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行 状況の点検及び評価について	9
	取組目標1 夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成	
	基本施策 1 確かな学力の育成（重点施策）	11
	2 豊かな心の育成	12
	3 健やかな体の育成	14
	4 社会的自立に資する能力の育成	16
	取組目標1 施策の目標	17
	取組目標2 多様な教育的ニーズに対応した教育の提供	
	基本施策 1 特別支援教育の推進（重点施策）	18
	2 いじめの防止と多様な相談体制の充実（重点施策）	20
	3 いきいきとした教育活動のための学校運営	22
	4 教員の資質・能力の向上	23
	5 学校教育を推進する環境整備	24
	取組目標2 施策の目標	26
	取組目標3 生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備	
	基本施策 1 生涯学習活動の推進（重点施策）	27
	2 誰もが楽しむスポーツの推進（重点施策）	30
	3 社会教育の拠点施設の適正な管理	32
	4 教育・学びに関する情報の整理と発信	33
	取組目標3 施策の目標	34
	取組目標4 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動	
	基本施策 1 青少年の健全育成の推進	35
	2 児童・生徒の安全確保	36
	3 家庭教育の推進	37
	4 地域との連携による学校運営の支援（重点施策）	38
	取組目標4 施策の目標	39
V	点検及び評価に関する点検評価有識者からの意見	41
<資料>	あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項	48
VI	教育委員会の活動状況について	49

令和6年度 点検評価資料の表記等について

1 重点施策について(P7:施策体系図)

あきる野市教育基本計画(第3次計画)では、4つの取組目標を達成するため、17の基本施策があります。そのうち、6つの基本施策を重点施策として位置付けており、「◆」で示してあります。

2 事務の執行状況の点検及び評価について(P11~P39)

【あきる野市教育基本計画(第3次)体系図】

○取組目標 (4項目) ○基本施策 (17項目) ○事務事業 (53項目)

【事務事業の点検と評価の流れ】

以下のとおり、大きく3段階に分けて点検評価を行っています。

- (1) 事務事業を担当する各係に、対象年度に実施した事務事業の点検・評価を行います。

↓ (※各係のコメントは、「◆」で示しています。)

- (2) 各係が行った事務事業の点検評価内容を所管の課長級が確認するとともに、各基本施策で示す5年間の目標(中期ビジョン)と事務事業を積み重ねた基本施策の進捗状況とを照らし合わせ、評価、課題及び方向性について具体的に記しています。

↓

- (3) 全体を通して部長級職員が確認します。

I はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法」という)の規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられた。

また、平成27年4月1日の法改正に伴い、教育委員会制度は大きく改革された。この改正により、新たに定められた規定に基づき、平成27年8月に、あきる野市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めた「あきる野市教育大綱」(以下「大綱」という)が、あきる野市教育基本計画(以下「計画」という)の上位方針として策定された。

この報告書は、大綱及び計画に基づき、令和5年度に実施した事務の管理及び執行の状況について、あきる野市教育委員会が行った点検及び評価の結果をまとめたものである。

II 点検及び評価の基本方針

1 目的

- (1) 施策及び事務事業の取組状況について、点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的で市民に信頼される教育行政を推進する。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表し、市民に対する説明責任を果たす。

2 定義

用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事務事業の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

3 点検及び評価の対象

令和4年に策定した「あきる野市教育基本計画(第3次計画)」における、17項目の基本施策及び53の事業を点検及び評価の対象とした。

4 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は「あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項」に基づき次のとおり実施した。

(1) 評価の実施方法

「あきる野市教育基本計画(第3次計画)」で示す17項目の基本施策及び53の事業に対し、教育委員会事務局の各課において事業ごとに、その取組と課題をまとめ、点検及び評価を実施することとした。

(2) 点検評価有識者

評価を行うに当たって、その客観性を確保するため、行政経験、教育に関し学識を有する次の2名の方からご意見をいただいた。

森田 一彦 氏	元公立中学校長
手塚 英子 氏	東秋留小学校学校運営協議会委員・元スポーツ推進委員

Ⅲ 教育目標、基本方針及び基本施策

1 あきる野市教育委員会 教育目標

「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。

また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子どもたちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する。

平成25年12月決定

2 あきる野市教育委員会 基本方針

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

基本方針2 豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進

子どもたちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していけるよう、基礎的な学力の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

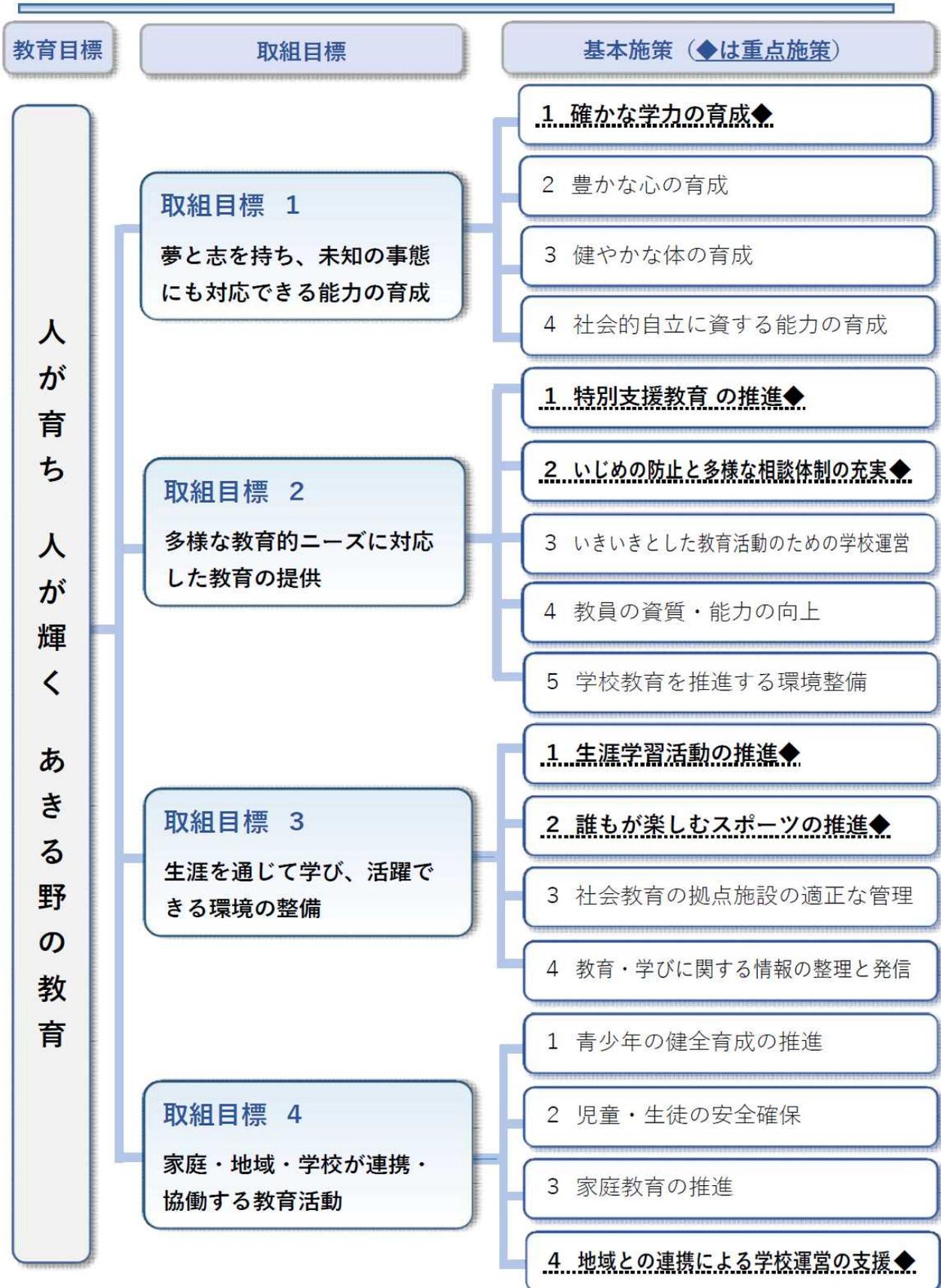
基本方針3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、環境整備を行い、市民との協働による学習・交流活動を推進する。

基本方針4 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任の下に、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

3 施策体系図



IV 令和5年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行状況の点検及び評価について

取組目標別の施策による点検評価

取組目標Ⅰ 夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成

基本施策Ⅰ 確かな学力の育成

確かな学力の定着 【指導室】
主な取組状況
<p>◆あきる野市の教員補助員(※)の配置事業及び学力ジャンプアップ事業(※)を通じて、個に応じた指導を充実させ、基礎学力の定着を図った。</p> <p>◆研修会や学校への指導室訪問で指導主事が指導を行い、授業改善を図った。</p> <p>◆学力向上推進委員会とICT教育推進委員会を統合し、ICT(※)を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るための授業改善に取り組んだ。</p> <p>※教員補助員：児童・生徒の状況に即した指導を充実させ、学力向上を図るために配置する外部人材。</p> <p>※学力ジャンプアップ事業：市内小・中学校において、児童・生徒の学力向上を目的に外部人材を活用したきめ細かい指導実践による成果の検証を行い、その成果を今後の市の教育施策の基礎とする。</p> <p>※ICT:情報通信技術(Information and Communication Technology)</p>
課題
<p>・個別最適な学びについては、実践事例が少なく、教員がどのように授業に取り入れていいか戸惑ったり、旧態依然の一斉指導型の授業と比較してメリットが見出せない教員がいたりするため、十分に浸透していない。</p>

ICT教育の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆学力向上ICT推進委員会として、算数・数学のデジタル教科書を活用した授業実践に取り組み、効果検証を行った。</p> <p>◆個に応じた指導の充実を図るため、各校の実態に応じて教員補助員を配置し、有効に活用した。</p> <p>◆市研究指定校である東中学校では、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けた授業づくりというテーマで研究発表を行い、その成果等を市内小・中学校に周知した。</p>
課題
<p>・デジタル教科書及びデジタル教材を活用した授業改善の更なる推進が必要である。</p>

小中一貫教育の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆中学校区ごとに定めた小中一貫教育(※)基本方針に基づき、学力向上に向けた9年間の指導と重点目標を踏まえた授業参観及び授業交流などを推進した。</p> <p>※小中一貫教育：中学校区内の小・中学校が共通した目標を設定し、その具現化に向けて、小・中学校の義務教育9年間を見通した指導計画を作成し、実施していく教育。</p>
課題
<p>・円滑な小・中接続を推進するために、児童・生徒理解・支援シート等を活用し、関係児童・生徒の保護者の協力を得て、必要に応じた児童・生徒の情報連携を充実させる。</p>

基本施策2 豊かな心の育成

人権教育の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆各学校が作成した人権教育(※)の全体計画及び年間指導計画を基に、各教科等を通して、教員が意図的・計画的に人権に関する知的理解や人権感覚を育くむ教育活動に取り組んだ。</p> <p>◆人権教育推進委員会は、東京都教育委員会による研修や、域内のブロックが参集して行う地区の推進委員会に出席し、情報交換や課題に対する協議を行った。各学校では、委員による還元研修を行った。</p> <p>※人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育。</p>
課題
・教職員が人権尊重の理念を確実に理解し、学校全体で共通理解を図りながら指導できるようにする必要がある。

道徳教育の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆豊かな心を育み規範意識を高めるため、小・中学校において道徳科を要とした教育活動全体を通じた道徳教育の推進を教育課程に位置付け、実践した。</p> <p>◆小・中学校において、道徳授業地区公開講座(※)を実施し、学校、保護者、地域住民等が一体となった道徳教育を実現できるよう努めた。</p> <p>※道徳授業地区公開講座：学校の道徳授業を公開し、家庭、学校、地域における道徳教育の在り方や今後の連携について相互の理解を深めるために、意見交換をする場として開催するもの。</p>
課題
・各学校で家庭や地域住民等との意見交換会の場を工夫して設定しているが、より多くの参加が可能となるよう、時間の設定や内容等、改めて吟味し、実施することを検討する。

伝統・文化理解教育及び国際理解教育の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆横沢入における稲作、地域に受け継がれているお囃子・獅子舞等を体験的に学ぶことを通して、児童・生徒が郷土の伝統・文化等について理解を深める教育活動を推進した。</p> <p>◆小・中学校に外国人講師(AET(※))を配置し、目的や場面、状況等に応じたコミュニケーション能力等を育成するとともに、他国の文化に触れるなどして国際理解教育を推進した。</p> <p>※AET：日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人講師のこと(Assistant English Teacher)。</p>
課題
・地域の特色や人材を生かした持続可能な伝統・文化理解教育を推進する仕組みを構築するとともに、より実践的な英語力の育成を図るための体験的な学習を充実させることを検討する。

読書活動の推進 【指導室・図書館】
主な取組状況
<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各校に図書館補助員を配置することで、学校図書館の環境整備を行い、児童・生徒の読書活動の推進を図った。 ◆学校図書館関係者連絡会を通して、効果的な利用方法や読書活動の推進方法について協議を行った。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆季節や読書週間に合わせた読書リストを3回作成し、市立保育園・小学校に配布し、リストにある図書の展示コーナーを図書館内に設けて紹介するとともに、貸出しを実施した。 ◆調べ学習などの総合学習支援や、市内の学校(学級)に対して学級文庫としてまとめて本を貸し出すなど、学校への団体貸出しを行った。(総合学習支援:24件815冊・学級文庫:2学級85冊) ◆学校図書館活用推進委員会及び学校図書館関係者連絡会を2回開催し、小・中学校、図書館間で情報共有を図った。 ◆小学校1年生を対象にした図書館利用ガイダンスを実施(10校596人)した。
課題
<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校の学校図書館の利用状況や抱える課題などの情報を共有するとともに、東京都の研修プログラム等を活用した読書活動の推進及び教職員の理解啓発を図る必要がある。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に策定した第4次あきる野市子ども読書活動推進計画に沿って、図書館で新たに取り組む事業を含め、より学校図書館との連携を強める必要がある。

環境教育の推進 【指導室】
主な取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ◆小・中学校の社会科の学習において、土地や気候などの自然条件を生かした産業等について課題を見出し、主体的に解決しようとする態度等の育成を図った。 ◆総合的な学習の時間において、身近な環境等について自ら課題を見つけ、具体的な問題について情報を収集し、その情報を整理・分析したり、考えや意見をまとめ、表現するなど、問題解決的な学習過程を通して、必要な資質・能力の育成を図った。 ◆小学校では、小宮ふるさと自然体験学校の活用を教育課程に位置付け実施した。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム・マネジメントの視点で、他教科と関連させた授業や活動を実施するために、意図的な計画を立てる必要がある。

基本施策3 健やかな体の育成

体力向上の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆小・中学校の児童・生徒の基礎体力の向上に向け、各校で実践した取組内容を集約した。本取組を通して作成した資料を、各校で健康・安全で活力ある生活を送るための参考として活用することで、基礎体力向上の一層の推進を図った。</p> <p>◆がんに関する基本的な知識を身に付けるとともに、命の大切さや自己の生き方などを考えるため、小・中学校でがん教育を行った。</p>
課題
<p>・各校において体力テストの結果を分析し、課題を明らかにするとともに、解決に向けた取組を次年度の教育課程に位置付け、体力向上を推進する。</p>

学校保健の充実 【指導室・教育総務課】
主な取組状況
<p>【指導室】</p> <p>◆教育総務課との連携の下、保健主任会を年4回開催し、児童・生徒の健康診断の実施、不登校対策、児童虐待等について協議及び研究を行った。</p> <p>◆小・中学校の教育課程にがん教育を位置付けさせ、自他の健康と命の大切さについて考える学習を行った。</p> <p>【教育総務課】</p> <p>◆学校保健安全法に基づき、児童・生徒の健康診断、環境衛生検査、児童・生徒等に対する指導等に関する事項について計画を策定し、これらを実施して児童・生徒の健康の保持増進、学校の適切な環境の維持に努めた。</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症については、感染症の分類が第2類から第5類に変更となったが、他の感染症同様に関係機関と連携を図り適切な対応を行うなど、感染症拡大の防止に努めた。</p>
課題
<p>【指導室】</p> <p>・外部講師を活用したがん教育の確実な実施とともに、健康管理や健康保持について考える機会を意図的・計画的に設定する必要がある。</p> <p>【教育総務課】</p> <p>・健康診断については、6月末までに結果を出す必要があるため、この短期間で健診を実施可能な委託業者の選定及びスケジュール管理が必要となる。健康診断の項目によっては、委託業者ではなく学校医及び学校歯科医が行うものもあるため、学校との連携及び調整を含めて確実に進めていく必要がある。</p>

食育の推進 【学校給食課】

主な取組状況

- ◆栄養教諭(※)及び学校栄養職員が、小・中学校において食育リーダー(※)を中心とした食育推進の取組が定着するように支援し、児童・生徒が心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けられるように努めた。
- ◆学校給食に、旬の食材や地場産食材の使用、郷土料理、行事食、世界の料理などを取り入れ、食育指導につなげた。
- ◆学校給食の食材として、地場産農産物を継続的に取り入れた。
- ◆栄養教諭及び学校栄養職員による食に関する授業は、デジタルカメラやタブレットなどのICT機器を活用し、12校で延べ175回実施することができた。
- ◆給食時間に児童・生徒が校内放送により、食に関する情報を読み上げる資料として「ランチタイムズ」を提供した。
- ◆学校給食の試食会は、5校で8回実施することができた。
- ◆地場産農産物を使用した料理教室は、1回実施することができた。

※栄養教諭：食に関する指導の推進に中核的な役割を担う職。

※食育リーダー：食に関する指導において家庭や地域との連携の調整等を行う。本市では、小・中学校の教員がその役割を担っている。

課題

- ・令和6年度は、栄養教諭の配置がないため、学校栄養職員が提供する食育の授業の種類を増やす必要がある。また、給食の時間に、児童・生徒が校内放送により、食に関する情報を読み上げる「ランチタイムズ」の取組について、更なる内容の充実を図り、食に対する興味や関心を高める必要がある。
- ・地場産農産物の使用を推進するには、地場産農産物の安定的な供給の確保が重要である。このため、年間に使用する農産物の種類、時期や量の目安をJAや生産者と共有する必要がある。

学校給食の充実 【学校給食課】

主な取組状況

- ◆栄養士が、栄養バランスを考慮しながら、おいしい給食の提供に努めた。また、残食傾向にある食材は、人気のある味付けで調理するなど工夫した。
- ◆食物アレルギー対象の家庭には、事前に献立表、配合表、アレルギー調理指示書、配食図などを配布し、食物アレルギーによる事故防止に努めた。
- ◆献立連絡会(年11回開催)において、学校現場での様々な考えや意見の交換を行い、次回以降の献立作成に反映させた。
- ◆卒業生を対象に小学6年生と中学3年生に「もう一度食べたい給食」「好きな給食」などの嗜好を調査し、献立作成の資料として3学期の給食で提供することができた。

課題

- ・衛生管理については、現状の古い施設でも改善可能な場所、工程を検討する必要がある。また、食材の高騰が続いているため、質や量を落とさない給食の提供が厳しい状況にある。

基本施策4 社会的自立に資する能力の育成

コミュニケーション能力の育成 【指導室・生涯学習推進課】
主な取組状況
<p>【指導室】</p> <p>◆小・中学校に外国人講師(AET)を配置し、外国の文化や言語などの異国文化への理解を深めるために、積極的にコミュニケーションを図る能力・態度の育成を図った。</p> <p>【生涯学習推進課】</p> <p>◆マールボロウ市との教育交流事業について、受入事業は、ミドルスクール生徒8人及び引率教員2人の友好訪問団を受入れ、派遣事業は、中学校生徒8人、派遣団長(中学校長)等を派遣した。また、教育交流の内容は、相互にホームステイ、学校体験等を行った。</p>
課題
<p>【指導室】</p> <p>・AETに加えて、全校に導入しているデジタル教科書等も効果的に活用しながら、体験的に英語が学べる授業づくりを推進する必要がある。</p> <p>【生涯学習推進課】</p> <p>・教育交流事業については、受入家庭(ホストファミリー)を探すことが課題となっている。また、受入・派遣ともに、マールボロウ市との日程調整が難しくなっている。</p>

キャリア教育の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆小・中学校にキャリア教育(※)の全体計画及び年間指導計画を作成させ、意図的・計画的にキャリア教育を推進するよう指導・助言を行った。</p> <p>◆職場体験については、中学校第2学年を対象に、あきる野市内を中心とした事業所で3日間の職場体験学習を実施した。生徒は体験を通して、社会人としての基本的な挨拶、社会のルール、公共の場でのマナー等について実践的に学ぶことができた。</p> <p>◆若手教員(3年次)を対象とした研修において、キャリア教育についての理解を深める研修を行った。</p> <p>※キャリア教育: キャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。</p>
課題
<p>・特別活動をキャリア教育の要として、教育課程を通して各校のキャリア教育の充実を図る必要がある。</p>

取組目標Ⅰ 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和4年度	令和5年度 (対象年度)	令和8年度
全国学力学習状況調査における各教科 平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	小学校 62.0% 中学校 60.0% (令和3年度)	小学校 58.0% 中学校 56.5%	小学校 61.0% 中学校 52.3%	65.0%
人権啓発に関する事業の実施回数及び 参加者数	実施回数:3回 参加者数:54人	実施回数:3回 参加者数:54人	実施回数:3回 参加者数:48人	実施回数:4回 参加者数:維持
体力・運動能力調査の結果 意識調査「運動が好き」肯定的な回答 (対象:小学校5年生・中学校2年生)	小学校 (男)74.4% (女)57.3% 中学校 (男)56.6% (女)43.6% (令和元年度)	小学校 (男)73.1% (女)57.7% 中学校 (男)64.5% (女)48.6%	小学校 (男)73.5% (女)60.6% 中学校 (男)66.4% (女)48.7%	小学校 (男)80.0% (女)60.0% 中学校 (男)60.0% (女)50.0%
年間の野菜類使用量に対する地場産物 (野菜類)使用量の割合	8.3%	9.0%	6.3%	10.0%
食に関する授業及び給食時間における 指導の回数(小・中学校:全16校)	授業回数:122回 指導回数:70回	授業回数:149回 指導回数:96回	授業回数:175回 指導回数:90回	授業回数:150回 指導回数:維持
年間の残食量(ごはん、おかず等)の割合	13.1% (令和元年度)	15.6%	13.3%	12.0%

取組目標2 多様な教育的ニーズに対応した教育の提供

基本施策1 特別支援教育の推進

特別支援教育の充実 【指導室】
主な取組状況
<p>◆特別支援教育(※)推進計画(第三次計画)の実施状況の点検・評価をすべく、特別支援教育検討委員会を年2回実施し、関係機関相互に情報共有を図るとともに、特別支援教育推進計画(第4次計画)を令和6年3月に策定した。</p> <p>◆小・中学校において、特別な支援や配慮を要する児童・生徒について、就学支援シート(※)、学校生活支援シート及び連携型個別指導計画(※)等の関連資料の情報を保護者と共有し、小学校から中学校、さらに、その先の就労までの支援についての情報の引継ぎを行った。</p> <p>◆都立あきる野学園と連携した特別支援教育研修会を年2回実施し、教育関係者及び市民の特別支援教育の理解と促進を図った。</p> <p>※特別支援教育:障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。</p> <p>※就学支援シート:児童が小学校へ入学するに当たり、保護者の希望により、幼稚園や保育園での生活の様子や配慮の内容及び、保護者が心配することなどを小学校へ引き継ぐために作成するもの。</p> <p>※個別指導計画:児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。</p>
課題
<p>・就学前施設と小学校との児童に関する情報の引継ぎについては、就学支援シート等の資料を作成するだけでなく、確実に小学校で活用するよう周知徹底を図る必要がある。</p>

校内委員会の充実 【指導室】
主な取組状況
<p>◆校内委員会にスクールカウンセラー(※)や巡回指導教員を加えて実施するとともに、一人一人のニーズに合った指導ができるよう指導・助言を行った。</p> <p>◆長期欠席児童・生徒や教員補助員等の配置を必要とする特別な支援を要する児童・生徒について、校内委員会で議題として取り上げ、個別指導計画の活用促進を行った。</p> <p>※スクールカウンセラー:学校で児童・生徒などの生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言をする臨床心理士などの専門家。</p>
課題
<p>・学校生活支援シートや連携型個別指導計画等を活用し、関係教職員間で児童・生徒の情報及び支援の内容を共有することで、確実な支援につなげていく必要がある。</p>

特別支援学級・特別支援教室の充実 【指導室】

主な取組状況

◆特別支援教育コーディネーター(※)連絡会を年3回実施し、特別支援教育推進計画(第三次計画)に基づいた特別支援学級(※)及び特別支援教室(※)における指導の充実を図った。

◆令和5年4月1日、南秋留小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設した。令和5年度は2学級、在籍児童数は11人であった。

※特別支援教育コーディネーター:特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。

※特別支援学級:教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために設置された学級。本市は、小・中学校に知的障害学級と情緒障害学級が存在する。

※特別支援教室:情緒障害等の児童・生徒に対し、平成28年度までは通級による指導で対応していたが、平成29年度から教員が巡回し、在籍校で指導を行うようにしたシステム。

課 題

・特別支援学級及び特別支援教室において、障害種や児童・生徒の特性に応じた適切な指導が確実に行われるよう、定期的な授業観察や指導・助言を行う必要がある。

就学・転学相談の充実 【指導室】

主な取組状況

◆障がいのある児童・生徒等の就学の在り方について、早期からの教育支援を充実するために、就学相談説明会を年間4回実施した。

◆障がいのある児童・生徒等の適切な就学先を検討する就学相談委員会(※)について、延べ30人の専門知識を有する委員を招へいし、年間10回実施した。

※就学相談委員会:障がいがあると思われる児童・生徒に対し、特別支援学校又は特別支援学級、特別支援教室等への適正と考えられる就学先を検討・協議するために設置する、医師等30人以内で組織される委員会。

課 題

・就学相談委員会の実施時期の変更について、各校の教職員及び保護者に周知を図り、計画的な就学相談を行うことができるようにする。

基本施策2 いじめの防止と多様な相談体制の充実

いじめ防止対策の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆「あきる野市いじめ(※)防止基本方針(改訂版)」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則り、小・中学校におけるいじめ防止に向けた取組を確実に実施した。</p> <p>◆小・中学校において、いじめ防止に関する授業を年間3回以上実施した。</p> <p>◆年2回のふれあい(いじめ防止強化)月間において、児童・生徒の自尊感情・自己肯定感及び命を大切に作る心を向上させる取組を行った。</p> <p>◆いじめの未然防止や発生時の迅速な対応を図るため、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握し、家庭との連携を図った。</p> <p>※いじめ:当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。</p>
課 題
<p>・市内の全教職員が「学校いじめ防止基本方針」を理解し、保護者等に説明する機会を設けるとともに、いじめ重大事態の対応について、校内研修で扱うなどして定義を確実に理解し、適切な初期対応ができるよう備えておく必要がある。</p>

教育相談体制の充実 【指導室】
主な取組状況
<p>◆令和4年度から新規作成した「児童・生徒理解・支援シート」(出席状況、関係医療機関、保護者との連携状況等を記載した個票)を活用し、学校、スクールソーシャルワーカー(※)、教育支援室(※)及び教育相談所(※)と連携し、校内における不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応の充実を図った。</p> <p>※スクールソーシャルワーカー:児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒に支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等の専門家。</p> <p>※教育支援室:様々な理由で学校生活に不安を感じ、登校することができない状態の児童・生徒に対して、社会的自立及び在籍校への復帰に向けた支援を行うために設置された機関。本市では「せせらぎ教室」と称している。</p> <p>※教育相談所:専任の相談員や臨床心理士等の心理の専門家が、子どもの発達や成長、集団不適応、学習の遅れ等の悩みごとの解消に向けて相談に応じる、市役所別館と五日市出張所内の2か所にある機関。</p>
課 題
<p>・児童・生徒理解・支援シートの作成及び活用が図られるよう各校に周知徹底を図る必要がある。</p>

不登校児童・生徒への対応の充実 【指導室】
主な取組状況
<p>◆不登校支援の充実を図るべく、東京都教育委員会と連携し、条件に該当する中学校に、令和5年度から「校内別室指導支援員」を配置し、不登校及び不登校傾向の生徒に対して、教室以外の居場所で、一人一人の状況等に応じて、教室以外の居場所の提供等の支援を行う準備を行った。</p> <p>◆公的機関とのつながりの薄い児童・生徒への居場所として開設したカラフルルーム(※)の充実を図るために、環境整備及び校長会等での周知を図った。</p> <p>◆家庭と子供の支援員及び校内別室指導支援員等を配置し、不登校児童・生徒への支援の充実を図った。</p> <p>※カラフルルーム：不登校又は不登校傾向にある児童・生徒が相談や学習、カードゲームなどをして過ごすことができる場所。</p>
課題
<p>・登校はできるが教室に入りづらい児童・生徒など、多様なニーズに応えるために、各校に居場所となる部屋やスペースを整備するよう周知していく必要がある。</p>

情報モラル教育の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆小・中学校に情報教育についての全体計画及び年間指導計画を作成させ、SNS東京ルール及びSNS学校ルールを活用した指導を意図的・計画的に実施するとともに、家庭と連携してSNS家庭ルールの作成を推進するなどして、児童・生徒の情報モラル(※)の育成を図った。</p> <p>※情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。</p>
課題
<p>・情報モラル教育の推進に当たっては、学校からの一方的な指導にならないよう、学校・家庭・地域が一体となって理解を深めていく必要がある。</p>

基本施策3 いきいきとした教育活動のための学校運営

働き方改革の推進 【指導室】
主な取組状況
<p>◆連絡会等の回数を精選したり、実施方法を紙面配布、オンライン等に変更したりすることで教員の負担軽減を図った。</p> <p>◆部活動指導員及び部活動外部指導補助員を配置し、部活動の充実及び教員の働き方改革を推進した。</p>
課題
・連絡会等の内容の精選及び適当な回数の設定を検討する。

教職員のメンタルヘルス 【指導室】
主な取組状況
<p>◆タイムカードにより勤務時間を正確に把握し、見通しをもって勤務することにつながった。また、副校長補佐(※)を積極的に活用することで、より効率的に職務を遂行できるようになった。</p> <p>◆労働の蓄積が認められる教職員や健康への配慮が必要な教職員に、医師による面接指導等を行い、メンタルヘルス不全等の健康障害の未然防止に努めた。</p> <p>※副校長補佐:副校長の業務支援を行う会計年度任用職員のこと。</p>
課題
・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、各校において学校行事の精選や業務の効率化を図り、働き方を見直すことで、心身の健康保持への意識を醸成する必要がある。

人材の確保・活用 【指導室】
主な取組状況
<p>◆小・中学校に教員補助員、小学校5校及び中学校3校の特別支援学級に特別支援学級介助員を配置し、学力向上や特別支援教育の充実を図った。</p> <p>◆各教科等の内容を踏まえ、地域の方に直接話を聞いたり、インタビューしたりするなどして、学びを深め、広げることができた。</p>
課題
<p>・外部人材を活用した授業を意図的・計画的に実施するためには、持続可能な人材確保の仕組みが必要である。令和6年度から全校がコミュニティ・スクール(※)となるため、学校支援地域本部との連携・協働を検討する。</p> <p>※コミュニティ・スクール:学校と地域が協力し、より良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。</p>

基本施策4 教員の資質・能力の向上

教職員研修等の実施 【指導室】
主な取組状況
◆若手教員育成研修(1～3年次)、いじめ・不登校や特別支援教育等、教育課題に関する研修を、年間を通して意図的・計画的に実施し、教員の資質・能力の向上を図った。
課 題
・受講者が課題意識をもって研修を受講できるよう、目的を明確に提示したり、受講者同士が協議したりする時間を十分に確保する必要がある。

研究奨励等の充実 【指導室】
主な取組状況
◆東中学校では、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の授業実践に取り組み、研究発表を行った。 ◆屋城小学校では、自ら課題を発見し、協働的に解決する児童の育成 ～伝え合う力、思考力を高める指導の工夫～ をテーマに研究を重ねた。
課 題
・多様化する児童・生徒を誰一人取り残さず育成する「個別最適な学び」と、児童・生徒の多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させるよう、研究推進校に対して指導・助言していく必要がある。

基本施策5 学校教育を推進する環境整備

学校施設の適正な維持管理 【教育施設担当】
主な取組状況
<p>◆学校施設・設備の保全（保守・点検）業務を行った。また、施設の老朽化に伴い、限られた財源の中で、応急・危険度を勘案し、優先順位を付け整備を実施した。また、突発的な事案についても、柔軟に対応するよう努めた。</p> <p>◆令和3年3月に策定した「あきる野市学校施設長寿命化計画」の継続的運用方針に基づき、実施計画に計上した施設整備を実施した。</p> <p>◆非常時における学校施設のあり方及び非構造部材(※)の耐震化について調査・研究を行った。</p> <p>◆空調設備更新及び照明設備LED化事業を開始した。</p> <p>※非構造部材：構造体ではない天井材、外装材、内装材、照明器具、書棚、窓ガラスやテレビ、ピアノ等について、震災時の落下防止や転倒防止を図る必要がある。これらの部材を構造体と区分して、「非構造部材」という。</p>
課題
<p>・大規模な改修が平成17年より実施されていないため、施設の老朽化が拡大・進行している。また、児童・生徒の安全と良好な教育環境を確保するため、関係部署と密接に連携を図りながら、財源を確保していく必要がある。</p> <p>・令和3年3月に策定した「あきる野市学校施設長寿命化計画」を着実に推進するには、部局横断的な取組が必要である。</p> <p>・学校施設非構造部材の耐震化を推進しているが、他の学校施設整備計画との整合を図り、財源を確保していく必要がある。</p>

新学校給食センターの整備 【学校給食センター建設準備担当】
主な取組状況
<p>◆基本設計及び実施設計に着手し、専門的知見を踏まえたものとするため、令和5年度から令和6年度までの工期で公募型プロポーザル(※)方式により委託業者を選定した。</p> <p>◆安全・安心なおいしい学校給食の安定的な提供の早期実現に向け、課題を専門的かつ効率的に検討するため、「総務・財政部会」「建設部会」「給食事業部会」の3つの専門部会を設置した。</p> <p>※公募型プロポーザル：事業者の参加を公示により広く募集し、企画を提案させ、その優劣により事業者を選定する方式のこと。</p>
課題
<p>・広域連携の手法については、共同整備検討委員会において、地方自治法に基づく協議会による管理・運営の方針を定めており、早期設立に向けて綿密かつ迅速に調整する必要がある。</p> <p>・新学校給食センターの管理・運営に係る協議会規約の策定などの詳細については、専門部会で更に検討する必要がある。</p>

学校ICT環境整備 【教育総務課】
主な取組状況
◆タブレット端末が安定的に稼働し活用できるよう、端末及びLAN環境の保守を行うとともに、学校からの要望等にも適切に対応し、運用管理に努めた。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末は、その使用頻度の高さから故障の発生率が高く、修繕をする機会が増加している。 ・タブレット端末の持ち帰りについては、各家庭の通信環境の確認や家庭で使用する際のセキュリティ対策等を検討し、児童・生徒が適切に使用できる環境を整備する必要がある。

教育の機会均等の確保 【指導室・教育総務課】
主な取組状況
<p>【指導室】</p> <p>◆当該の日本語が不慣れな外国人児童・生徒の在籍校に対し、日本語指導講師及び通訳(指導員)を派遣し、当該児童・生徒の日本語学習及び通常教科の学習指導等を行った。</p> <p>【教育総務課】</p> <p>◆就学援助及び育英資金の制度については、市HPや市広報、教育広報、デジタルサイネージ(※)などのほか、関係部署の窓口にカードサイズのお知らせやチラシを設置し、広く周知した。</p> <p>◆就学援助制度について、保護者の経済的支援を鑑み、他自治体の制度内容を調査するとともに、支給項目の拡大や審査方法の見直しを検討した。</p> <p>＜支給実績＞</p> <p>小学校 支給対象児童数 515人(前年度比△0.05%) 支給額 32,069,499円(前年度比△0.01%)</p> <p>中学校 支給対象生徒数 276人(前年度比+0.07%) 支給額 30,399,108円(前年度比+0.11%)</p> <p>◆様々な事情により、配慮が必要な児童・生徒の就学について、区域外就学(※)等の措置により必要な教育環境を提供した。</p> <p>※デジタルサイネージ:ディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置を設置して情報を発信するシステムのこと。</p> <p>※区域外就学:住所のある区市町村以外の区市町村立小・中学校、国公立大学附属の小・中学校、私立の小・中学校へ就学させること。</p>
課題
<p>【指導室】</p> <p>・当該児童・生徒の実情により、授業の通訳だけでなく、個別の日本語指導が必要になる場合の指導時間や場所、教材等を確保する必要がある。</p> <p>【教育総務課】</p> <p>・就学援助制度について、利便性や市民サービスの向上を目的として、分かりやすいチラシの作成やインターネットを利用した申請方法の検討を進めていく。</p>

取組目標 2 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和4年度	令和5年度 (対象年度)	令和8年度
個別指導計画の作成人数 (5月1日時点の児童生徒数及び割合)	526人 (6,301人、8.4%)	452人 (6,064人、7.5%)	444人 (5,913人、7.5%)	550人 (5,876人、9.4%)
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合 (※全国学力・学習状況調査結果)	小学校 96.7% 中学校 95.6% (令和3年度)	小学校 96.7% 中学校 96.3%	小学校 97.2% 中学校 96.2%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
90日以上欠席の児童・生徒が、支援につながった割合	63.2%	79.0%	100.0%	100.0%
1か月の超過勤務時間45時間以上の教員の割合	小学校 27.2% 中学校 32.3%	小学校 33.5% 中学校 43.4%	小学校 32.0% 中学校 40.9%	小学校 25.0% 中学校 30.0%
新学校給食センター整備の推進	広域連携を推進するための基本合意書の締結	共同整備・運営に関する方針の策定	基本設計及び実施設計に着手	新学校給食センターの運営開始 (令和7年度)

取組目標3 生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備

基本施策1 生涯学習活動の推進

生涯学習の推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
<p>◆あきる野市生涯学習推進計画「学びプラン4」における、令和4年度の各種事業について、生涯学習推進市民会議の委員に意見聴取を行った。</p> <p>◆生涯学習コーディネーター(※)の会へ委託し、生涯学習コーディネーター養成講座、生涯学習人材バンク(※)活用事業及び生涯学習シンポジウムを実施した。</p> <p>◆公民館においては、青少年教室、市民大学などの講座を行った。また、公民館事業として、寿大学を「秋川校」「五日市校」とともに各20回実施した。</p> <p>◆市民企画講座については、13団体と1個人から提案があり、13事業を実施した。</p> <p>※生涯学習コーディネーター:生涯学習の振興を図るために、さまざまな学習資源を調査・収集し、有効に活用できるよう連絡協力等の調整を担う人材。</p> <p>※生涯学習人材バンク:生涯学習支援者として登録された方を、地域・学校・団体・サークル等の希望に応じ、教育委員会が講師や協力者として紹介する制度。</p>
課題
<p>・一定数の参加者を確保することができたものの、事業により差が生じている。また、在宅学習機会の提供などの環境整備については、今後も研究する必要がある。</p>

芸術文化活動の充実 【生涯学習推進課】
主な取組状況
<p>◆アートスタジオ五日市において、9月から11月までアーティスト・イン・レジデンス事業(※)を実施し、日本人2人及び外国人1人を招へいし、版画の創作活動を行った。また、招へいアーティストは、五日市小学校の図工の授業及び五日市児童館でのワークショップに参加し、子ども達と交流機会を持った。</p> <p>◆秋川キララホールでは、指定管理者(※)により各種公演事業及び貸館事業を実施し、48,378人の入場者があった。</p> <p>◆「第26回あきる野市民文化祭」を開催し、社会教育関係団体等が日頃の活動成果を発表することで市民の芸術・文化の交流と振興を図った。(展示の部47団体、催物の部37団体)</p> <p>◆あきる野市絵画展については、「あきる野市絵画展入賞作品回顧展」として、令和元年度の「第7回あきる野市絵画展」入賞作品を展示した。</p> <p>※アーティスト・イン・レジデンス事業:国内外の若手芸術家に、一定期間滞在して作品を制作する場を提供することで、その活動を支援し、芸術家の育成を図るとともに、地域住民との交流等により、芸術や異文化についての相互理解を深める取組。</p> <p>※指定管理者:地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために期間を定めて指定する団体。</p>
課題
<p>・アーティスト・イン・レジデンス事業について、寄贈版画作品の保管場所の確保と保管方法の検討、そして展示機会を増やすことが課題となっている。</p>

図書館サービスの充実 【図書館】

主な取組状況

◆各館の蔵書構成・選書調整のため、毎月選書会議を行った。また、図書館の廃棄資料を市民に提供して再活用するとともに、市民からの寄贈資料等を活用し、資料の整備を行った。

◆利用者へ「あきる野ふるさとのはかせ」及び「パスファインダー(※)」を配布し、はじめての法律情報の調べ方講座を実施することで、レファレンス(※)サービスのPRを図った。また、レファレンス技術の向上を図るため、研修に職員延べ6人が参加した。

◆親子でも楽しめるおはなし会(年105回)、工作会(年6回)、人形劇(年3回)を実施した。また、開催の際は、関連する本を展示して効果を高めた。

◆活字による読書が困難な利用者に対し、録音図書の貸出し等を行った。未所蔵の録音資料は、サピエ図書館(※)から提供を受けたほか、音訳ボランティアの協力を得て製作し、54冊提供した。また、ボランティアによる「広報あきる野」「あきる野の教育」等の定期製作のほか、DAISY(※)化した「郷土あれこれ」を3タイトル製作した。布の絵本ボランティアによる「布の絵本」は3タイトル7冊製作した。郵送等の貸出しは、32件32冊、宅配の貸出しは、17件115冊の利用があった。

◆ボランティア養成講座として、絵本の読み聞かせ講座や本の修理講座、書架整理講座を実施した。図書館や小学校でのおはなし会や人形劇等の活動の場を提供した。

◆調べ学習等の支援では、計815冊の資料を提供した。また、図書館ガイダンスでは、小学校10校596人を対象に実施し、職場体験は、市内外の中学校延べ8校21人を受け入れた。

※パスファインダー:利用者が特定のテーマについて調べるときに役立つ、キーワードや文献、情報源などを紹介した探し方の手引き。

※レファレンス:図書館利用者が求める資料や情報を探す支援のこと。

※サピエ図書館:視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字・音声データなどで提供するネットワーク

※DAISY:視覚障がい者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書

課題

・全館の蔵書構成を考慮しつつ、市民要望に応えられる資料の充実を図る必要がある。

・自館で作成した資料「あきる野ふるさとのはかせ」「パスファインダー」に、一部内容が古くなり、現状にそぐわない部分が出てきたため、内容を見直す必要がある。

・活字による読書が困難な利用者に対し、各種の情報入手方法があり、だれもがサービスを受けられる環境があることを周知する。

・子どもが気軽に読書に親しむことができる環境整備をする必要がある。

・市民の希望する資料が迅速に提供できる方法を検討する。

伝統・文化の継承と推進 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- ◆大悲願寺の仏像及び正一位岩走神社本殿の調査を行った。
- ◆広徳寺境域復旧事業に補助金を交付した。
- ◆東京文化財ウィーク(※)公開事業及び企画事業へ参加した。
- ◆五日市郷土館、二宮考古館等にて、常設展示、企画展及び講座を実施した。

※東京文化財ウィーク:文化財を身近に感じてもらうために行われる事業。都内にある文化財を一斉に公開する「公開事業」、文化財めぐりや特別展、講座などを行う「企画事業」を実施している。

課題

- ・市内に存在する文化財について、市民向けの周知をさらに効果的なものにし、活用していく必要がある。

各種団体活動への支援 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- ◆社会教育関係団体の登録・更新を行ったほか、社会教育関係団体へ補助金を交付した。
- ◆あきる野市社会教育関係団体として登録した団体で組織する連絡協議会的な団体に対し、指導・助言を行うなど、団体に対する支援を行った。
- ◆個人の学習相談に対応するため、中央公民館定期利用団体案内・サークルガイドを発行し、市内で定期的に活動する団体の紹介を行った。

課題

- ・団体により組織としての成熟度に差があるため、継続的な指導・助言をしていく必要がある。

基本施策2 誰もが楽しむスポーツの推進

ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実 【スポーツ推進課】
主な取組状況
<p>◆総合スポーツ祭及びポッチャ大会を開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代が気軽にスポーツを楽しめるような機会の充実を図った。</p> <p>◆子どもすもう大会及び小中学生駅伝大会は、4年ぶりに開催となった。子どもすもう大会は172人、小中学生駅伝大会は427人の参加となった。</p> <p>◆ペタンク(※)講習会及び体操・室内ニュースポーツ体験教室を実施した。</p> <p>※ペタンク:目標球に、金属製のボールを投げ合って、相手より近づけることで得点を競う、フランス発祥のスポーツ。</p>
課題
・新型コロナウイルス感染症による行動制限がなくなり、数年振りに各種イベントや教室等を開催したが、参加者数が減少した。ニーズに合わせたイベントの開催や工夫をしていく必要がある。

障がい者スポーツの推進 【スポーツ推進課】
主な取組状況
<p>◆障害の有無に関係なく、誰でも気軽に参加できる「障がい者スポーツ教室」を年間26回開催し、383人(うち障がい者244人)の参加があり、パラスポーツの振興及び理解促進が図れた。</p> <p>◆東京都公園協会主催のユニバーサルスポーツ祭が秋留台公園で開催され、185人の参加があった。市担当課及びスポーツ推進委員とともに運営協力を行い、障がいのある方もない方も一緒にスポーツを楽しむことができた。</p>
課題
・引き続き、障がい者スポーツの推進を図るとともに、障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる機会の充実に取り組んでいく必要がある。

地域団体の支援と連携によるスポーツの振興 【スポーツ推進課】
主な取組状況
<p>◆スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ(※)などの活動を支援し、スポーツ活動の充実を図った。</p> <p>◆指定管理施設やスポーツ協会等と連携を図り、総合スポーツ祭やスポーツの日スポーツフェスティバルなどのイベントや各種大会を開催した。</p> <p>◆西多摩地域広域行政圏体育大会及びスポーツフェスタの開催について、各団体と連携し、地域の活性化とスポーツ・レクリエーションの普及振興を図った。</p> <p>◆部活動の地域移行について、学校及びスポーツ協会と連携し、連絡協議会を立ち上げ、令和6年度を初年度とし、実施可能な部活動の「地域連携」「地域移行」に向け、準備を進めた。</p> <p>※総合型地域スポーツクラブ:地域住民が身近にスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。</p>
課題
・新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツや運動の機会の減少や、スポーツ団体の高齢化による会員数の減少が課題であるため、対策を練る必要がある。

市の特性を生かしたスポーツの推進 【スポーツ推進課】

主な取組状況

◆スポーツ推進委員事業として、ヘルシーウォーキングを実施した。

参加者：春(雨天のため中止)、秋11人

◆秋川流域小中学生駅伝大会については、あきる野市、日の出町及び檜原村の三市町村合同大会であり、4年ぶりに開催し、427人の参加となった。また、日の出町にある亜細亜大学陸上競技部の協力を得て、大会前に希望する学校で走り方の教室を開催するとともに、ロードレースの部の新設により、多くの参加につながるよう工夫した。

課題

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴うスポーツや運動の機会が減少していることから、地域の豊かな自然環境を生かした、多くの市民が参加することができるウォーキング等の参加人数を増やす取組が必要である。

基本施策3 社会教育の拠点施設の適正な管理

施設の適正な管理 【生涯学習推進課・スポーツ推進課・図書館】
主な取組状況
<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none">◆あきる野ルピア指定管理者との定例会を通じて、管理運営に係る状況確認や指導を行った。また、令和5年度は、次年度以降の指定管理者の選定を行った。◆秋川キララホール指定管理者との定例会を通じて、管理運営に係る状況確認や指導を行った。◆秋川体育館管理業務の主管課であるスポーツ推進課との連携の下、指定管理者とより良い関係を築き、中央公民館の適正な施設管理を行った。 <p>【スポーツ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none">◆五日市ファインプラザは、プール水循環設備及び館内空調設備等の修繕を実施し、不具合の改善を行った。◆市民プールは、シャワー設備及びプール槽の塗装改修工事等を行った。◆その他の施設においては、管理人や職員による点検を行い、不具合が見つかった箇所について、修繕を実施し維持管理に努めた。◆指定管理施設においては、利用者が快適に安心して利用できるよう、職員及び業者による保守点検を実施し、不具合の早期発見に努めている。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none">◆専門業者による保守点検や職員による日常点検等を行った。◆中央図書館では、自動出納装置の機械用非常電源及びクレーンの部品交換等、東部図書館エルでは、2階ウッドデッキの腐食防止のため保護塗料の塗布等を行った。◆劣化箇所の早期発見・早期対応により、幅広い年代の方が安全・安心に利用できるよう施設及び設備の維持管理に努めた。
課題
<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none">・不具合箇所が見られることから、今後、公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ、改修を検討していく必要がある。 <p>【スポーツ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の老朽化により、緊急を要する修繕が度々発生しており、公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ、大規模改修等、計画的に整備・改修を行う必要がある。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none">・各施設とも経年劣化等により、建物・設備に不具合が生じているため、公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ、利用者が快適に利用できるよう計画的に整備する必要がある。

基本施策4 教育・学びに関する情報の整理と発信

教育広報の発行 【教育総務課】
主な取組状況
<p>◆教育広報「あきる野の教育」を3回(13号:7月1日、14号:11月1日、15号:3月1日)発行した。</p> <p>◆教育広報紙については、13号を19,500部、14号を19,300部、15号を18,900部を発行し、新聞折込、郵送等による配布、公共施設への配置や市ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。</p> <p>◆教育広報紙の作成に当たっては、紙面の構成やカラー版化における効果的な写真の活用などを研究し、見やすく読みやすい紙面づくりに取り組んだ。</p>
課題
<p>・各家庭での新聞離れにより、折込数が減少傾向にあるため、発信方法について継続した調査・研究をする必要がある。また、近隣自治体の状況等を踏まえ、紙以外の発信方法も調査・研究する。</p> <p>・ホームページへの掲載については、記事を検索しやすくするため、市の広報を参考に掲載方法を検討する。</p>

案内等資料の充実 【指導室】
主な取組状況
<p>◆学校だよりを町内会・自治会等へ配布するとともに、学校ホームページを活用し、教育活動について積極的に情報発信するなどして、開かれた学校づくりの推進を行った。</p>
課題
<p>・学校だよりについては、各校から町内会・自治会等へ配布し、情報発信している。一方、学校ホームページの活用は、学校間で更新状況にばらつきが見られるため、定期的に校長会等で周知し、積極的な情報発信を促す必要がある。</p>

デジタルアーカイブの充実 【図書館】
主な取組状況
<p>◆新聞記事検索2022年7月～12月分追加</p> <p>◆新聞記事検索2023年1月～6月分追加</p> <p>◆「あきる野市の写真館」内「あきる野市の文化財」画像1件追加</p> <p>◆秋川溪谷観光ポスター画像2件追加</p>
課題
<p>・デジタルアーカイブ(※)の認知度が低いと見受けられることから、より多くの利用者に、デジタルアーカイブについて知ってもらうため、各コンテンツを更新していくとともに、五日市憲法草案展示等の機会に周知を図る必要がある。</p> <p>※デジタルアーカイブ:紙やフィルム等で保存されてきた情報や資料等を電子データ化して保存すること。</p>

取組目標 3 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和4年度	令和5年度 (対象年度)	令和8年度
寿大学の登録者数	872人 (令和元年度)	707人	894人	950人
市民まつり市民文化祭への参加団体	106団体 (令和元年度)	中止	84団体	維持
秋川キララホールの年間利用者数	59,176人 (令和元年度)	37,248人	48,378人	63,283人
中央公民館の年間利用者数	83,673人 (令和元年度)	68,538人	72,479人	91,462人
図書館貸出冊数	619,394冊 (令和元年度)	547,375冊	540,216冊	635,000冊
郷土芸能連合会加盟団体数	40団体	40団体	40団体	維持
成人の週1回以上のスポーツ実施率	55.2% (令和3年度)	59.3%	調査未実施 ※次期調査は令和6年度予定	70%

取組目標4 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動

基本施策1 青少年の健全育成の推進

青少年健全育成事業の推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆青少年健全育成事業では、あいさつ標語カルタ大会、青少年善行表彰、中学生の主張大会及び音楽の祭典を実施した。なお、あいさつ標語カルタ大会は新型コロナウイルス感染症の影響により、対象学年及びチーム内人数を縮小して開催した。
◆「二十歳を祝う会」をコロナ禍以前と同様に1部制で実施し、待ち合わせ及び歓談の場として「おしゃべり広場」をあきる野ルピアに開設した。
課題
・コロナ禍で中止し、数年ぶりに復活させた事業については、参加者が減少し、以前のような盛り上がりが見られなかったため、効果的な周知について検討する必要がある。

青少年健全育成団体の支援 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆青少年健全育成団体の支援として、小学校区ごとに設置された青少年健全育成地区委員会及び中学校区ごとに設置された中学校区健全育成推進会議に補助金を交付した。
◆青少年健全育成地区委員会連絡会を開催し、各地区の取組状況の情報交換を行った。
課題
・青少年健全育成活動に係る期待は大きいものの、実際に活動する方々の安全確保など、緊急時の対応などを事前に調整する必要がある。

放課後子ども対策 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆小学校9校で放課後子ども教室(※)を実施し、うち1校については、令和5年度に開設した。
※放課後子ども教室:地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業。
課題
・参加児童の増加に伴う新たな活動場所や運営スタッフの確保など、ここ数年生じている放課後子ども教室の課題に対し、スタッフや学校からの意見を参考に、より良い運営方法を検討する必要がある。

地域リーダーの育成 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆「大島・子ども体験塾」については、台風の接近により中止した。
課題
・少子化や人口減少などにより、青少年層の人口増加が見込めない中、限られた地域の中でリーダーを育成していくことが難しくなっている。

基本施策2 児童・生徒の安全確保

安全確保と安全教育の推進 【教育総務課・指導室】
主な取組状況
<p>【教育総務課】</p> <p>◆災害発生時、各学校において、児童・生徒を留め置いた際の食糧（アルファ化米と飲料水）と毛布について、必要数量を備蓄し、年度内に消費期限を迎えてしまう未使用の食糧については、社会福祉協議会を通じて関係施設に提供した。</p> <p>【指導室】</p> <p>◆災害発生時に適切に対応できるよう、教育委員会と小・中学校が連携した大規模地震対応訓練を実施した。また、各学校で毎月実施する避難訓練を通じて、児童・生徒に自助・共助の必要性について意識の醸成を図った。</p> <p>◆安全指導担当の教員を対象に、安全教育プログラムを活用した研修を行うとともに、受講した教員が自校において教職員への還元研修及び児童・生徒への指導を通して、児童・生徒が犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する能力の育成を図った。</p> <p>◆不審者情報について、関係機関・関係部署と連携し情報共有を図った。</p>
課題
<p>【教育総務課・指導室】</p> <p>・各学校において、安全確保の更なる充実を図るために、スクールガード・リーダー（※）や地域住民による見守りボランティアの更なる増員などが必要だが、高齢化が進み、人員の確保が難しく、児童・生徒の安全確保につながる人材の連携体制が求められている。</p> <p>・児童・生徒の安全確保のため、防犯カメラの保守・整備等の対応は継続的に行っていく必要がある。</p> <p>※スクールガード・リーダー：学校、通学路の巡回パトロール及び危険箇所の確認等を行う防犯に関する知識を有する者。</p>

通学路の見守り・安全点検 【教育総務課】
主な取組状況
<p>◆道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において市内道路の合同点検を実施し、危険箇所の確認及び安全対策を進めた。</p> <p>◆警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回パトロールやボランティアへの助言・指導等を実施するとともに、主要交差点等に交通安全推進員（※）を配置し、児童の登下校時の安全確保に努めた。</p> <p>◆学校安全推進会議及び学校安全講習会の令和6年度開催に向けて内容の見直しを図った。</p> <p>※交通安全推進員：登下校の際、児童に交通ルールなどの指導啓発を通して、安全確保を支援する者。</p>
課題
<p>・スクールガード・リーダーや地域の見守りボランティアなど、高齢化が進み、協力者が減少傾向にある。</p> <p>・児童・生徒の交通安全対策を進めるために、学校や地域との連携及び情報共有をしつつ継続的な対策をする必要がある。</p>

基本施策3 家庭教育の推進

家庭教育への支援 【生涯学習推進課】
主な取組状況
<p>◆「家庭の日」推進事業として、親子鑑賞会を2部構成で開催し、また、絵画・作文作品募集を行い入賞者の表彰を行った。</p> <p>◆子どもの健やかな成長と親自身の成長を目指し、子どもの発達段階に応じたテーマを取り上げた家庭教育学級と親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子参加型の家庭教育講座を実施した。</p>
課題
<p>・親子鑑賞会に関しては、コロナ禍以前よりも多くの方々に参加してもらうことができたが、家庭教育学級・家庭教育講座に関しては、更に参加者を増やすため、効果的に周知を図る必要がある。</p>

基本施策4 地域との連携による学校運営の支援

学校支援地域本部事業の推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
<p>◆小学校に設置された、学校支援地域本部(※)事業として、各本部において、学習支援、登下校安全指導などの取組が行われた。</p> <p>◆地域教育協議会については、各校の取組内容を情報共有した。</p> <p>※学校支援地域本部：地域ぐるみで学校運営を支援するために、学校長や教職員、PTAなどの関係者を中心として組織される。地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じた学校教育活動の支援を行う。</p>
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の更なる展開をはかるため、他市町村等の取組を紹介するなど、研究を進めていく必要がある。 ・市内の地域学校協働事業を推進する統括的なコーディネーターを確保する必要がある。

コミュニティ・スクールの導入 【教育総務課・指導室・生涯学習推進課】
主な取組状況
<p>【教育総務課・指導室・生涯学習推進課】</p> <p>◆令和6年1月1日、全小・中学校に学校運営協議会(※)を設置し、全校がコミュニティ・スクールを導入した。</p> <p>※学校運営協議会：学校運営に関して協議するためにおかれる機関。コミュニティ・スクールにおいて中核をなす。</p>
課題
<p>【教育総務課・指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の役割についての理解促進や、地域とともにある学校づくりをどのように推進していくのかなど熟議し、実行していくまでの協議会運営に関する研修を必要に応じて実施する必要がある。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部を地域学校協働本部へと発展させていくことについて、具体的なスケジュールや人材確保に関し、学校と協働し推進していく必要がある。

取組目標4 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和4年度	令和5年度 (対象年度)	令和8年度
放課後子ども教室開設校数(小学校)	7校 (令和元年度)	8校	9校	10校
親子鑑賞会の参加者数	724人 (令和元年度)	516人	1,010人	800人
コミュニティ・スクールの導入校	0校	0校	16校	16校

V 点検及び評価に関する点検評価有識者からの意見

森田 一彦 氏（元公立中学校長）

あきる野市教育基本計画（第3次計画）は、2019年の国連総会で承認された「ESD for 2030（持続可能な開発のための教育）」、また学習指導要領にも示された「これからの日本の教育の主たる目標は、SDGsの担い手育成にある」。これらの考えを踏まえ、市の教育目標、取組目標、基本施策を定めたものであります。SDGs 17の目標には「・貧困をなくそう・飢餓をゼロに・気候変動に具体的な対策を・海や陸の豊かさを守ろう・平和と公正をすべての人に」などが挙げられており、正に全世界が危機感をもって目標の実現を目指した教育に取り組まなければなりません。あきる野市教育委員会は、「生きる力」「未来を切り開く力」の育成を掲げ、各部課の皆さんが大変ご努力をされていることが分かりました。以下、いくつかの施策について意見を述べさせていただきます。

1 確かな学力の定着とICT教育の推進

学力向上推進委員会とICT教育推進委員会を統合し、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をはかるための授業改善に取り組んだことは高く評価できます。児童・生徒が個に応じたプログラムを選び学習を進めていく。大きなテーマの中で自分の興味ある分野を調べていく。正に各自の端末を活用した、主体的・自主的な授業スタイルだと思います。また、各自調べた内容を発表し合うことは、「あきる野市授業スタンダード」に合致し、「調べながら、自分の考えをまとめていく」→「グループで考えたり、深めたり」→「全体で考えたり、発表したり」の学びのサイクルが端末を利用しながら自然と成立するのではと思いました。自分の考えを自分の言葉で発表することは、考えを明確化するとともに、さらに深く考えることにつながります。児童・生徒の発表の機会を増やす授業を更に進めていただきたい。また、全小・中学校は「学力向上に向けた取組」を教育活動の中心に位置付け、全教員が自校のテーマをもとに実践と研究を進めているとのこと。この取組は必ずや学力向上の成果として表れると確信します。

今後、ますます社会のグローバル化・高度情報化が進み、デジタル機器を使いこなせる人材の育成は大切であり必要です。デジタルは動画や音声を使って学べる利点があります。しかし、教科書を読み、手でノートに書くことに比べ、記憶に定着しにくいとも指摘されています。メリットとデメリットを整理し、端末の最適な活用を進めていただきたい。同時に子どもの個人情報の管理は、厳重に行うことをお願いしたい。

2 読書活動の推進、図書館サービスの充実

ある学校の図書室前の廊下に、自分が読んだ本で、友達にも読んでほしい「押し本」がきれいに貼られていました。大きな木の葉っぱに「推薦する本のタイトルとその理由」が書かれ、推薦者名は必要なく、とても工夫されていました。各校に配置された図書館補助員や図書館担当教員、児童・生徒による図書委員会の努力の成果であろうと感心し、読書活動を推進している学校の姿勢を強く感じました。全ての学びの基礎は言語能力が必要で、多くの本を読むことでその力は鍛えられます。学校ではボランティアの方々・PTA役員の皆さんによる読み聞かせ、朝読書をはじめ、市の図書館と連携した調べ学習等が行われています。また、全小・中学校の図書室には複数の新聞が配備されていると伺いました。気軽に自由に新聞を読める環境があり、国内外の出来事に興味を抱くことにもなります。複数紙を読み比べることで、情報を取捨選択する能力「情報リテラシー」も高まるのではと期待しています。時には新聞を利用した授業（NIE）を

行っても良いのではと思いました。社会生活で求められる基本的な語彙や知識も新聞を読むことで身に付きます。

市の図書館もブックスタートをはじめ、年105回のお話会、人形劇、工作会等の開催、中高生を対象とした「ヤング・アダルトコーナー」の設置、家読ノートの活用等、数々のアイデアを生かしたサービス事業が行われています。感心いたしました。また、障害のある方々へのサービスには、大活字本が1,100タイトル、録音資料は70タイトルを所蔵し、毎年増やしているとのこと。更に老人福祉施設入居者や高齢等で来館できない方々には郵送や宅配サービスも行っています。スポーツ推進課の「障がい者スポーツ教室」「ユニバーサルスポーツ祭」と共に、インクルーシブ社会実現への大きな一助になると思います。引き続きご努力をお願いします。

3 コミュニケーション能力の育成

コロナ禍で中断されていたマールボロウ市との教育交流事業が再開されたことは大変喜ばしいことです。中学生が「相互に訪問する」この事業は、あきる野市が誇る事業の一つです。すでに、163名ものあきる野市の中学生が異文化に肌で触れ、マールボロウ市の生徒と学び合い、生活を共にする貴重な体験をしました。その多くの人たちは、現在、あきる野市で、日本で、国際社会で、中学時代に経験した、この貴重な交流活動を自身のエネルギーとして活躍していることでしょう。素晴らしいことと思います。

しかし、受入家庭（ホストファミリー）を探すことや、マールボロウ市との日程調整などの課題があるとのこと。この事業を充実させ継続させるために、派遣・受入の人数、日程の再検討も考えられると思います。また、あきる野市には「栗原市との友好親善交流会」「大島・子ども体験塾」等、小・中学生が相互訪問して歴史や文化を学び、また、大島を訪れ大自然の中で体験活動をする事業もあります。こちらも末永い継続をお願いします。

4 伝統・文化理解教育の推進

児童・生徒が郷土の歴史を学び、郷土に受け継がれている祭りや芸能に参加し、伝統を継承していくことは極めて大切なことです。幸い、本市には3大祭りと言われる祭礼、2つの歌舞伎、獅子舞は10の団体、保存会があると言われています。さらに、お囃子、神輿、山車がある自治会もあり、多くの小・中学生がこれらに参加しているのです。これほど多くの伝統文化が伝承されていることは珍しく、市の大きな財産であります。また、教育委員会指導の下で教員により、小学校用として「わたしたちのあきる野市」、中学校用として「のびゆくあきる野市」と題する副読本が作成され、「五日市憲法（深澤権八・千葉卓三郎）、軍道紙、萩原タケ、大悲願寺 等々」を総合学習や社会科の授業で学んでいるとのこと。素晴らしいことです。今後、地域の人材を学校にお呼びして講演やお話、体験学習等の指導をしていただくために、地域と学校を結ぶ「学校運営協議会」の委員の皆さんの活躍も期待するところです。

5 不登校児童・生徒への対応

文部科学省の調査によると、令和4年度全国の不登校児童・生徒数は29万9,048人。あきる野市の不登校児童・生徒数も増加しているとのこと。指導室では、教育支援室や教育相談室、スクールソーシャルワーカー等との連携を深め、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の早期発見、早期対応を継続して努力している。また、令和5年度から4校の中学校に「校内別室指導支援員」を配置し、一人一人の状況に応じた支援を行っている。さらに、「カラフルルーム」の充

実と環境整備を行った等の話がありました。不登校児童・生徒に手厚い対応・支援が行われていると感じました。

不登校になる要因や背景は多様、複雑であろうと思いますが、児童・生徒の状況を十分に把握し、全ての不登校の児童・生徒の「学びの場」確保にご尽力いただきたい。学校は「不登校の児童・生徒が復帰した成功例」を出し合い、本人への対応、保護者への対応、クラスへの対応、また、どのように迎えたかなどの事例研究を深め、全ての子どもが安心して豊かな学校生活を送れる環境づくりと、不登校児童・生徒をつくらぬご努力を引き続きお願いします。

6 最後に

教育委員会事務局の皆さんが崇高な教育理念に基づいた第3次教育基本計画の各施策の実現に全力で取り組まれております。感謝の意を表したいと思います。「人が育ち、人が輝く、あきる野の教育」がますます発展されます事を期待いたしております。

手塚 英子 氏（東秋留小学校学校運営協議会委員・元あきる野市スポーツ推進委員）

1 学校図書館の環境整備・図書館サービスの充実

小学校の図書室的一幕で、1年生の児童が本の貸出・返却をする際、受付カウンターが高く、大きく背伸びをしている様子を見ました。しかし、後日拝見した際には、受付カウンターの高さが改良されるとともに、本棚にも高低差がつけられ、低学年の児童にも配慮された図書室に変わり、児童の明るい笑顔を見ることができました。学校図書館は、学校で学んだことを確かめ、広げ、深めるなど、児童・生徒の主体的な学習活動を支援する重要な役割をもっていますので、全ての児童・生徒に配慮した環境整備を切望します。

また、以前、市立図書館において、障がい者の方が本を探している際、図書館職員の丁寧な対応を拝見しました。点字本や大活字本なども所蔵し、障がい者の方に対するサービスも充実していると感じられましたので、引き続き継続していただきたいと思えます。

2 食育の推進

小・中学校では、栄養教諭や学校栄養職員が食育リーダーとして食育推進の取組を進め、児童・生徒の心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい食事の摂り方を指導しているとともに、児童・生徒が校内放送を行い、残食を減らす努力をしていることを大きく評価いたします。食育は、生きる上での基本であって、健全な食生活を実践できる人間を育てるものであるため、これからも続けていくことを望みます。

3 不登校児童・生徒への対応

社会情勢や経済活動の変化に伴い、子どもを取り巻く家庭環境や地域社会の在り方も大きく変容しており、不登校の要因、背景もますます多様化、複雑化していることから、これからも不登校となる児童・生徒は増えていくことが予想されます。「安心して通うことができる学校」はもとより、「心の居場所」や「絆づくり」としての学校も求められています。登校はできるが教室に入りづらい児童・生徒など、多様なニーズに応えるために、あきる野市は教育支援室やカラフルルーム、全小・中学校に校内カラフルルームを設置するとともに、教育相談所やスクールソーシャルワーカー、不登校対応巡回教員が連携して対応するなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応ができていると感じています。しかしながら、中には登校もできない児童・生徒もいると聞いていますので、まずは「人との繋がりが出来るように」から始めるなど、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の継続をお願いいたします。

4 誰もが楽しむスポーツの推進

国は、生涯スポーツの推進を推奨し、健康で明るく活力に満ちた生きがいのある生活の実現を目指しています。生涯スポーツの基盤は学校体育にあるものの、児童・生徒が社会に出てからの期間も重要であり、「継続は力なり」と考えています。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、行動制限がなくなったことで各種イベントや教室等が開催されたものの、参加者数の減少や取組方法の変更、ルールの変更等がありました。今後も魅力のあるスポーツイベントを開催していただくとともに、スポーツ推進委員の方々にはスポーツ推進のための指導や助言を行っていただきたいと思えます。

5 終わりに

教育委員会があきる野市教育基本計画（第3次計画）に基づく取組目標別の各種施策に対し、より高い目標を達成するために課題を記し、次のステップとしていることに感心いたします。日々の教育活動に対する事務局職員の方々のご努力を、保護者や地域住民の皆さんにも知っていただき、より良いあきる野の教育に繋がっていくことを願います。

＜資料＞ あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項及び第2項に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等(以下「事務点検評価等」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々のあきる野市教育委員会の権限に属する事務(以下「施策及び事務事業」という。)の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、実施年度の前年度における全ての施策及び事務事業とする。

(点検及び評価の方法)

第4条 点検及び評価は、前年度の施策及び事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回次のとおり行う。

- (1) 教育委員会事務局の各課は、所管する施策に基づき実施した事務事業について点検及び評価する。
- (2) 第4条第1号の点検及び評価の結果を踏まえ、教育委員会事務局の部長級及び課長級職員は、事務事業及び施策の取組状況について評価を行う。
- (3) 第4条第1号及び第2号の点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者(以下「点検評価有識者」という。)を置き、意見を聴くものとする。
- (4) 教育委員会は、第4条第1号及び第2号で実施した点検及び評価結果及び点検評価有識者の意見を踏まえ、全ての施策及び事務事業について総合的に点検及び評価を行い報告書を作成する。

(点検評価有識者)

第5条 教育委員会は、前条第3号に規定する点検評価有識者を次のとおり置く。

- (1) 点検評価有識者は、学校教育及び社会教育・生涯学習に関して識見を有する者とし、2人をもって充てる。
- (2) 点検評価有識者は教育委員会が委嘱する。
- (3) 点検評価有識者には、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。
- (4) 点検評価有識者の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(報告書の市議会への提出)

第6条 教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成し、市議会に提出する。

(評価結果の公表)

第7条 教育委員会は、点検及び評価の結果を市民に公表する。

(評価結果の活用)

第8条 教育委員会は、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策その他事務事業の改善等に活用するものとする。

(庶務)

第9条 事務点検評価等に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成20年7月8日から施行する。

この要項は、平成20年10月30日から施行する。

この要項は、平成25年6月1日から施行する。

この要項は、平成27年8月31日から施行する。

この要項は、平成28年6月1日から施行する。

VI 教育委員会の活動状況について

教育委員会の活動状況について

あきる野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、あきる野市長が、あきる野市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育長は、委員会の会務を総理し委員会を代表する。また、任期については、教育長が3年、委員は4年となり、再任できることになっている。

《 構成 》

令和6年4月1日現在

職名	氏名	任期
教育長	たんじ みつる 丹治 充	令和3年11月26日～ 令和6年11月25日
教育長 職務代理者	こにし ふみこ 小西 フミ子	令和2年10月28日～ 令和6年10月27日
委員	さかたに あつたか 坂谷 充孝	令和3年10月28日～ 令和7年10月27日
委員	おかべ ひでとし 岡部 秀敏	令和4年10月28日～ 令和8年10月27日
委員	たじま ひろゆき 田島 弘之	令和5年11月26日～ 令和9年11月25日

《 会議 》

教育委員会の主な活動のひとつは、教育に関する重要な案件の審議等を行う「会議」である。「会議」は原則として毎月第4火曜日または水曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。令和5年度は下表のとおり、定例会12回、臨時会2回を開催し、議案22件、報告8件、報告事項4件、請願1件について審議等を行った。

令和5年4月定例会(令和5年4月26日)

番号	件名	結果
議案 8	あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱について	原案可決
議案 9	あきる野市社会教育委員の解嘱及び委嘱について	原案可決
議案 10	あきる野市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について	原案可決
議案 11	あきる野市図書館協議会委員の解任及び任命について	原案可決
議案 12	あきる野市立東秋留小学校の通学区域の一部変更について	原案可決
報告 3	臨時代理した教育委員会事務局職員の人事異動に関する報告及び承認について	承認
報告事項(1)	令和5年度 使用教科用図書採択事務について	報告

令和5年5月定例会(令和5年5月30日)

番号	件名	結果
議案 13	点検評価有識者の委嘱について	原案可決
議案 14	あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	原案可決
報告 4	臨時代理した令和5年度あきる野市教育委員会所管予算(第3号補正)に関する報告及び承認について	承認
報告 5	臨時代理した令和5年度あきる野市教育委員会所管予算(第4号補正)に関する報告及び承認について	承認
報告事項(1)	令和5年度大規模地震対応訓練の報告について	報告

令和5年6月定例会(令和5年6月28日)

番 号	件 名	結 果
報告 6	臨時代理した教育委員会事務局職員の人事異動(令和5年6月1日付け)に関する報告及び承認について	承 認
報告 7	臨時代理した教育委員会事務局職員の人事異動(令和5年6月15日付け)に関する報告及び承認について	承 認
報告 8	臨時代理したあきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	令和6年度使用特別支援学級教科用図書について	報 告

令和5年7月定例会(令和5年7月26日)

番 号	件 名	結 果
議案 15	令和6年度使用教科用図書(小学校)の採択について	原案可決

令和5年8月定例会(令和5年8月23日)

番 号	件 名	結 果
議案 16	あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 17	あきる野市学校運営協議会規則	原案可決
議案 18	令和5年度あきる野市教育委員会所管予算(第6号補正)について	原案可決
議案 19	あきる野市産業文化複合施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問について	原案可決
議案 20	あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問について	原案可決

令和5年9月定例会(令和5年9月26日)

番 号	件 名	結 果
議案 21	令和5年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和4年度分)報告書について	原案可決
請願 1	指定管理者に係る違法条例条項の改正を求める件	不採択

令和5年10月定例会(令和5年10月25日)

番 号	件 名	結 果
議案 22	あきる野市産業文化複合施設に係る指定管理者の候補者の選定について	原案可決
報告事項(1)	あきる野市特別支援教育推進計画(第4次計画)について	報 告

令和5年第2回臨時会(令和5年11月20日)

番 号	件 名	結 果
議案 23	令和5年度あきる野市教育委員会所管予算(第8号補正)について	原案可決
議案 24	あきる野市産業文化複合施設に係る指定管理者の指定について	原案可決
報告 9	臨時代理したあきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する報告及び承認について	承 認

令和5年11月定例会(令和5年11月24日)

番 号	件 名	結 果
報告 10	臨時代理したあきる野市体育施設に係る指定管理者の指定に関する報告及び承認について	承 認

令和5年12月定例会(令和5年12月19日)

番 号	件 名	結 果
	付議事件等なし	

令和6年1月定例会(令和6年1月23日)

番 号	件 名	結 果
	付議事件等なし	

令和6年第1回臨時会(令和6年2月8日)

番 号	件 名	結 果
議案 1	あきる野市立学校の校長及び副校長の人事について	原案可決
議案 2	令和5年度あきる野市教育委員会所管予算(第11号補正)について	原案可決
議案 3	令和6年度あきる野市教育委員会所管予算について	原案可決

令和6年2月定例会(令和6年2月21日)

番 号	件 名	結 果
議案 4	あきる野市特別支援教育推進計画(第4次計画)の策定について	原案可決

令和6年3月定例会(令和6年3月19日)

番 号	件 名	結 果
議案 5	あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱について	原案可決

《 学校訪問 》

教育長及び教育委員は、市立小・中学校における教育活動の状況を把握し、課題や取組状況について学校との共通理解を深め、あきる野市の教育行政の更なる充実と発展に資することを目的に年間を通して計画的に学校訪問を行っている。

学校訪問の内容は、管理職等との学校運営の状況、成果、課題などの情報交換や授業参観などである。

訪問日	訪問学校名	訪問日	訪問学校名
令和 5年 6月29日	前田小学校	令和 5年10月24日	五日市小学校
令和 5年 9月19日	一の谷小学校	令和 5年11月20日	屋城小学校
令和 5年 9月25日	西中学校	令和 5年12月18日	増戸小学校
令和 5年 9月28日	増戸中学校	令和 6年 1月29日	草花小学校
令和 5年10月 4日	東中学校	令和 6年 1月30日	南秋留小学校
令和 5年10月10日	五日市中学校	令和 6年 2月 5日	西秋留小学校
令和 5年10月16日	秋多中学校	令和 6年 2月16日	東秋留小学校
令和 5年10月18日	御堂中学校		

※令和6年2月6日に訪問予定だった多西小学校は、降雪のため、訪問できなかった。

《 視察研修等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して、教育行政に関する情報収集、教育に関する調査、研究のために視察研修等へ参加している。令和5年度の主な参加は次のとおりである。

開催日	事業名・内容	場所等
令和 5年 4月11日	東京都市教育長会定期総会	東京自治会館
令和 5年 5月 9日	関東地区都市教育長協議会総会	立川市
令和 5年 5月17日 ～19日	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会	北海道帯広市
令和 5年 5月26日	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会	埼玉県加須市
令和 5年 5月31日	東京都市町村教育委員会連合会定期総会	東京自治会館
令和 5年 7月25日	東京都市教育長会研修会	東京自治会館
令和 5年10月 6日	東京都市町村教育委員会連合会第1回研修会	WEB開催
令和 5年10月26日	東京都市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会	あきる野市
令和 5年10月31日	東京都市町村教育委員会連合会第2ブロック研修会	国立市
令和 6年 2月29日	東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会	東京自治会館

《 学校行事等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して個人または全員(複数)で、市立小・中学校の行事等へ参加し、教育活動の状況等の把握に努めている。令和5年度の主な参加行事は次のとおりである。

開催日	学校名	内容
令和 5年 4月 6日	市立小学校	入学式
令和 5年 4月 7日	市立中学校	入学式
令和 5年 5月13日	増戸中学校	学校公開
令和 5年 5月20日	西秋留小学校	運動会
令和 5年 5月22日 23日	南秋留小学校	学校公開
令和 5年 5月27日	多西小学校、草花小学校、一の谷小学校、五日市小学校、 増戸中学校	運動会・体育大会
令和 5年 6月 8日	五日市中学校	体育大会
令和 5年 7月 3日	秋多中学校	学校公開
令和 5年 7月15日	西中学校	学校公開
令和 5年 9月16日	東中学校、西中学校	体育大会
令和 5年 9月24日	秋多中学校	体育大会
令和 5年 9月30日	御堂中学校	体育大会
令和 5年10月14日	東秋留小学校、屋城小学校、前田小学校	運動会
令和 5年10月21日	南秋留小学校、増戸小学校	運動会
令和 5年10月26日	増戸中学校	合唱コンクール
令和 5年10月27日	五日市中学校	音楽会
令和 5年11月 1日	東中学校	ICT研究発表会
令和 5年11月 3日	草花小学校	学習発表会
令和 5年11月10日	西秋留小学校	学習発表会
令和 5年11月16日	南秋留小学校	学習発表会
令和 5年11月18日	五日市小学校	学習発表会
令和 5年11月24日	多西小学校	展覧会
令和 5年11月25日	前田小学校、増戸小学校	音楽会
令和 5年11月30日	小学校音楽会	秋川キララホール

開催日	学校名	内容
令和 6年 1月19日	東秋留小学校、屋城小学校、前田小学校	作品展
令和 6年 1月20日	増戸小学校、五日市小学校、五日市中学校	学校公開
令和 6年 1月22日 ～26日	南秋留小学校	学校公開
令和 6年 1月28日	小学校展覧会	秋川体育館
令和 6年 2月10日	東中学校	学校公開
令和 6年 2月14日	市立小・中学校教育研究会	研究発表会 (五日市会館)
令和 6年 2月26日	多西小学校、一の谷小学校	学校公開
令和 6年 3月 6日	秋多中学校	音楽会 (秋川キララホール)
令和 6年 3月 6日	東中学校	合唱コンクール (福生市民会館)
令和 6年 3月 7日	西中学校	合唱コンクール (秋川キララホール)
令和 6年 3月 8日	御堂中学校	合唱コンクール (秋川キララホール)
令和 6年 3月19日	市立中学校	卒業式
令和 6年 3月22日	市立小学校	卒業式

《 関係行事等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して関係行事等へ参加している。令和5年度の主な参加行事は次のとおりである。

開催日	事業名・内容	場所
令和 5年 4月 3日	教職員辞令伝達式	市役所
令和 5年 4月27日	あきる野市スポーツ協会総会	中央公民館
令和 5年 6月10日	あきる野市立小中学校PTA連合会定期総会	あきる野ルピア
令和 5年 7月11日	いじめをなくそう子ども会議	市役所
令和 5年 7月11日	青少年問題協議会	市役所
令和 5年 7月15日	子どもすもう大会	秋川体育館
令和 5年 9月 2日	家庭の日推進事業「親子鑑賞会」	秋川キララホール
令和 5年10月21日	ポッチャ大会	秋川体育館
令和 5年11月 3日	あきる野市表彰式・青少年善行表彰	まほろばホール

開催日	事業名・内容	場所
令和 5年12月 2日	中学生の主張大会	秋川キララホール
令和 5年12月16日	教育フォーラム	中央公民館
令和 5年12月19日	あきる野市教育委員会感謝状贈呈式	市役所
令和 6年 1月 5日	中学生の主張大会最優秀賞受賞者発表	市役所(議場)
令和 6年 1月 8日	二十歳を祝う会	秋川キララホール
令和 6年 2月 3日	青少年音楽の祭典	秋川キララホール
令和 6年 2月16日	青少年問題協議会	市役所
令和 6年 2月17日	ドッジボール大会	秋川体育館
令和 6年 2月26日	いじめ問題対策連絡協議会	市役所
令和 6年 3月 2日	生涯学習シンポジウム	あきる野ルピア
令和 6年 3月29日	退職教職員辞令伝達式	市役所

《 総合教育会議への参加》

地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育に関する総合的な施策の大綱を定めるため、総合教育会議において教育委員会と協議することになっている。

この教育総合会議は、市長が設けるものであり、市長、教育長及び教育委員により構成されている。

開催日	協議・調整事項	
令和 6年 2月 6日	(1)いじめ・不登校対策について (2)教育委員会のICTの活用状況について (3)南秋留小学校の特別支援学級(情緒)開設に係る進捗状況について	